するものとする。）の当該居住用専有部分の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

ロ　居住専有独立部分を有する居住用専有部分　当該居住用専有部分に係る専有部分税額に、人の居住の用に供する部分の床面積（一の居住専有独立部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該一の居住専有独立部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該居住用専有部分の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

48　法附則第十五条の九の二第四項に規定する政令で定める家屋は、第二十九項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

49　法附則第十五条の九の二第四項に規定する政令で定める特定熱損失防止改修住宅は、同項に規定する特定熱損失防止改修住宅（以下この項及び次項において「特定熱損失防止改修住宅」という。）のうち次に掲げるものとする。

一　特定居住用部分以外の部分を有する特定熱損失防止改修住宅

二　特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える特定熱損失防止改修住宅

50　法附則第十五条の九の二第四項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該特定熱損失防止改修住宅に係る固定資産税額に、特定居住用部分の床面積（特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該特定居住用部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該特定熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合（特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額とする。

51　法附則第十五条の九の二第五項に規定する政令で定める専有部分は、第三十四項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

52　法附則第十五条の九の二第五項に規定する政令で定める特定熱損失防止改修住宅専有部分は、同項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分（以下この項及び次項において「特定熱損失防止改修住宅専有部分」という。）のうち次に掲げるものとする。

一　特定居住用部分以外の部分を有する特定熱損失防止改修住宅専有部分

二　特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える特定熱損失防止改修住宅専有部分

53　法附則第十五条の九の二第五項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該特定熱損失防止改修住宅専有部分に係る専有部分税額に、特定居住用部分の床面積（特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該特定居住用部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該特定熱損失防止改修住宅専有部分の床面積に対する割合（特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額とする。

附則第十二条第四十項を同条第四十二項とし、同条第三十九項中「第三十二項各号」を「第三十四項各号」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十八項中「程度等」を「程度その他総務省令で定める事項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十七項を同条第三十九項とし、同条第三十六項を同条第三十八項とし、同条第三十五項中「第二十七項各号」を「第二十九項各号」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十四項中「程度等」を「程度その他総務省令で定める事項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十三項を同条第三十五項とし、同条第三十二項を同条第三十四項とし、同条第三十一項中「程度等」を「程度その他総務省令で定める事項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十項第一号中「第四十一項」を「第五十三項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条中第二十九項を第三十一項とし、第二十八項を第三十項とし、第二十七項を第二十九項とし、同条第二十六項第一号中「に定める」を「次に定める」に改め、同号イ及びロ中「にあつては」を「には」に、「程度等」を「程度その他総務省令で定める事項」に改め、同項第二号中「にあつては」を「には」に、「程度等」を「程度その他総務省令で定める事項」に改め、同号イ中「（昭和三十七年法律第六十九号）」を削り、「にあつては」を「には」に、「程度等」を「程度その他総務省令で定める事項」に改め、同号ロ中「にあつては」を「には」に、「程度等」を「程度その他総務省令で定める事項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条中第二十五項を第二十七項とし、第二十四項を第二十六項とし、第二十三項を第二十五項とし、同条第二十二項中「において準用する同条第三項」を削り、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項の次に次の二項を加える。

22　法附則第十五条の八第四項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げるサービス付き高齢者向け貸家住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅　次に掲げる高齢者向け貸家用専有部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　高齢者向け貸家用専有部分（別荘の用に供する部分を有しないものに限る。）であつて高齢者向け特定貸家基準部分（その床面積が百二十平方メートル以下のものに限る。）のみを有するもの　当該高齢者向け貸家用専有部分に係る専有部分税額

ロ　イに掲げる高齢者向け貸家用専有部分以外の高齢者向け貸家用専有部分　当該高齢者向け貸家用専有部分に係る専有部分税額に、当該高齢者向け貸家用専有部分に係る高齢者向け特定貸家基準部分のうち専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分の床面積（一の高齢者向け特定貸家基準部分のうち専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該高齢者向け貸家用専有部分の床面積に対する割合（専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

二　区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅以外のサービス付き高齢者向け貸家住宅（次項に規定するサービス付き高齢者向け貸家住宅に限る。）　当該サービス付き高齢者向け貸家住宅に係る固定資産税額に、高齢者向け特定貸家基準住居部分の床面積（一の高齢者向け特定貸家基準住居部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の床面積に対する割合（高齢者向け特定貸家基準住居部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

23　法附則第十五条の八第四項に規定する専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅は、次に掲げるサービス付き高齢者向け貸家住宅とする。

一　専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分以外の部分を有するサービス付き高齢者向け貸家住宅

二　専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分で高齢者向け特定貸家基準住居部分（その床面積が百二十平方メートル以下のものに限る。）に該当しないものを有するサービス付き高齢者向け貸家住宅

附則第十二条の次に次の一条を加える。

（法附則第十五条の十一の規定の適用を受ける家屋に関する読替え）

第十二条の二　法附則第十五条の十一の規定の適用を受ける家屋に係る第五十二条の十三の三第三項の規定の適用については、同項第一号中「固定資産税額」とあるのは「固定資産税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定